

ふれあい福祉コーナー

温かい愛情で育てる里親制度

近年、子どもにかかわる問題が大きな社会問題となっているなか、すべての子どもが温かい家庭に恵まれるよう、広く里親になっていただける方を募っています。

里親とは

両親の病気、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活できない子どもたちを、一時的または長期的に家庭で預かり、親に代わって温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で、子どもを育てていただける方のことです。

里親になるには

里親は、児童福祉法に定められた制度で、特別な資格は不要です。申し込み後、面接や審査などの手続き

を経て、登録されます。また、子どもを養育している間は、手当や養育に必要な経費が支給されます。

Q. 里親として登録されるには、どのくらいの期間がかかりますか。

A. 研修の受講や児童相談所による家庭訪問調査などの必要な手続きを経ることになります。この間、おおむね半年程度の期間がかかります。

Q. 里親として養育する期間はどのくらいですか。

A. 数カ月程度の短期間の場合もあれば、18歳になるまでの長期間の場合もあります。子どもの事情によりさまざまです。

Q. 年齢や性別など、希望にあった子どもが委託されますか。

A. 委託候補の子どもとの組み合わせは、里親のご希望も踏まえて検討します。

Q. 委託された子どもの子育てに関する悩みは、相談できますか。

A. 児童相談所が中心となって、さまざまな支援や研修を行います。

Q. 里親についてもっと知りたいことができますか。

A. 児童相談所では、一般の方を対象とした里親入門講座を開催しています。平成24年2月に、市内で開催される予定です。ぜひご参加ください。

問 子育て支援課 ☎427、越谷児童相談所草加支所 ☎048・920・4152



大量のダイレクトメールが！

個人情報が売られてるの？

れています。

【事例1】成人式の振袖のダイレクトメールが大量に届くので、発送元の呉服店に問い合わせると、名簿業者から個人情報を入手したとのこと。本人の知らない間に個人情報が売買されるのは違法ではないか。

【事例2】街頭でアンケートに答え住所と名前を書いたら、別の業者からダイレクトメールが届いた。自分の個人情報が、知らないところで転々と流通しているようで不安だ。

「個人情報取扱事業者」（5千人分を超える個人情報を取り扱う事業者）が取り扱う個人情報には、個人情報保護法により、取得や利用に際し、ルールやデータの適正・安全管理などが義務付けられています。一方で、小規模事業者には法律上の義務はありませんので、個人情報の保護に自主的に取り組むことが望ま

利用目的以外で利用している場合は、個人情報の利用停止を求めるとができます。しかし、不正に個人情報を取得しておらず、明示・公表した利用目的の範囲内で個人情報を取り扱う場合は、利用停止に応じる義務はありません。

また、「個人情報取扱事業者」が第三者に提供することを本人に通知またはホームページなどで公表し、本人から申し出があった場合は、第三者への提供を停止すれば、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することができます。名簿業者が名簿を作成・販売し、第三者が買った場合も、これらの事項を遵守していれば違法とは言えないのが現状です。（事例1）

消費者へのアドバイス

①消費者の申し出により、個人情報保護法に基づく個人情報の利用停止を求めることができる場合があります。また、法的義務はなくても、顧客からの申し出により営業活動への利用を停止するなど自主的な取り組みを行っている事業者もあります。

②事業者は、個人情報の苦情について適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。対応してくれない場合は、事業者が加入している団体などに申し出ることも有効です。

③アンケートの記入など、個人情報を記載して事業者へ提供する前に、個人情報などのように使われるのによく確認しましょう。（事例2）

問 商工観光課 ☎336、県消費生活支援センター春日部 ☎048・734・0999



法律相談

法律上の諸問題※2日前の毎週水曜日午前9時から電話予約

☎毎週金曜日(祝日を除く)午後1時20分～4時

場 市民相談室

定 8人(事前予約制)

広聴広報課 ☎373

くらしの相談

日常生活の問題や国・県・市の行政サービスについての相談

☎11月9日(水)午後1時30分～3時30分

場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

多重債務相談

借金やクレジット問題についての相談(弁護士が相談)

☎11月10日(木)・24日(木)午後1時20分～4時20分

場 市民相談室

定 6人(事前予約制)

商工観光課 ☎336

11月 各種無料相談

☎996-2111

★法律相談の予約方法は、☎電話のみとなります。

行政書士相談

官公庁へ提出する書類・申請書の作成、離婚・相続・金銭貸借・外国人市民相談などについての相談

☎11月21日(月)午後1時～4時

場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

税理士相談

相続税など税金全般についての相談

☎11月7日(月)午後1時～4時

場 市民相談室

広聴広報課 ☎373

女性相談

女性が抱えるさまざまな悩み(DV・セクハラ・人間関係など)についての相談(女性相談員が相談)

☎毎週水曜日(祝日を除く)午前10時～午後4時

場 市役所駅前出張所内相談室

定 5人(事前予約制)

人権・男女共同参画課 ☎811

こころの健康相談

不眠・不安などによるこころの病気やひきこもり、高齢者の認知症などについての相談(専門医が相談)

☎11月7日(月)午後1時～2時30分

場 保健センター

定 2人(事前予約制)

健康増進課 ☎995-3381～3

内職相談

内職の求人、求職のあつせんについての相談

☎毎週火曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～3時30分

場 市民相談室

商工観光課 ☎336

消費生活相談

悪質商法などのトラブルや消費生活全般についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～正午 午後1時～4時

場 消費生活相談室

商工観光課 ☎336

人権相談

プライバシーの侵害など基本的な人権についての相談(人権擁護委員が相談)

☎11月10日(木)午後1時～4時

場 第3会議室

人権・男女共同参画課 ☎811

若年者就職相談

若年者(40歳未満、学生・生徒可)の就職、転職、技能能力などについての相談(キャリアカウンセラーが相談)

☎11月6日(日)・20日(日)午前10時～午後4時

場 勤労青少年ホームゆまにて

定 5人(事前予約制)

ゆまにて ☎996-0123

心配ごと相談

日常生活における心配ごとや悩みごとについての相談

☎11月2日(水)・16日(水)午後1時～4時(電話相談可)

場 身体障害者福祉センターやすらぎ

社会福祉協議会 ☎998-7616

教育相談

児童・生徒の言動や教育についての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時30分～午後4時

場 教育相談所

教育相談所 ☎995-0077

家庭児童相談

子どもの家庭での養育上の心配や悩みごとについての相談

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時

場 家庭児童相談室

子育て支援課 ☎472

子育て相談

子育ての不安や悩みごとについての相談(子育てアドバイザーが相談)

☎11月25日(金)午前10時～午後1時

場 だいら児童館わんぱる

定 6人(事前予約制)

わんぱる ☎999-0321

子育て電話相談

子育てや保育に関して、不安や悩みごとを電話で相談(保育士が相談)

☎毎週月～金曜日(祝日を除く)午前10時～午後3時

場 中央保育所 ☎998-7711

休日・夜間納税相談

市税・国民健康保険税の納付についての相談

☎11月6日(日)・27日(日)午前9時～午後4時 毎週木曜日(祝日を除く)午後5時15分～7時

場 納税課

納税課 ☎330

不動産相談

マンションおよび不動産取引全般についての相談

☎11月8日(火)午後1時～4時

場 市役所駅前出張所内相談室

広聴広報課 ☎373